

中小企業信用保険法第2条第6項の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が定める認定案件に起因して、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている中小企業者であって、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※ 認定申請は指定期間内に限ります。

2 申請必要書類

・法人の場合

- (1) 申請書（2部） ※余白に捨印を押印してください。
- (2) 決算報告書の写し（直近2期分）
- (3) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※3ヵ月以内のもので、コピー可
- (4) 売上高に係る確認書（試算表、売上高確認書等）

・個人の場合

- (1) 申請書（2部） ※余白に捨印を押印してください。
- (2) 確定申告書の写し（直近2年分）
- (3) 住民票 ※3ヵ月以内のもので、コピー可
- (4) 売上高に係る確認書（試算表、売上高確認書等）